


第 1 章 計画の概要



 「※」印が付いている用語は、巻末で解説しています。

1 計画策定の趣旨・目標

ドメスティック・バイオレンス*（以下「DV」という。）は、配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力のことです。DVは、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

そして、その多くが外部からの発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすい傾向があり、また、加害者に罪の意識が薄いため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい傾向があります。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、このことは、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如、社会的地位や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

DVは、かつては家庭内の問題として捉えられていましたが、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*（以下「DV防止法」という。）」が平成13年に施行され、「DVは人権侵害である」との認識が社会に定着してきました。

また、平成19年に行われたDV防止法の一部改正では、「市町村は、国の定める基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的計画を定めるよう努めなければならない」と規定されました。

こうした状況を踏まえ、本市では、平成24年に「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止計画」という。）」を策定し、DVの根絶に向け、各種の施策を積極的に推進してきましたが、当該計画の計画期間が平成28年度末で満了することに伴い、これまでの取組をより一層進めるとともに、新たに第2次DV防止計画を策定するものです。

この計画における目標を次のとおり設定します。

計画の目標 配偶者等からの暴力のない安心で安全なまちづくり

2 計画の基本課題

DVの根絶に向けた取組を総合的かつ計画的に行うために、DVを防止する観点及び被害者を支援する観点から、以下の五つの基本課題を設定します。

- 基本課題1 DV根絶のための啓発・教育
- 基本課題2 DV被害者の早期発見と相談体制の充実
- 基本課題3 DV被害者の安全確保と自立支援の充実
- 基本課題4 関係機関との連携
- 基本課題5 調査・研究の推進

3 計画の位置付け

- 1 この計画は、DV防止法*第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」です。
- 2 この計画は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針*」に即し、かつ埼玉県が定める「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を勘案して策定する計画です。
- 3 この計画は、「第4次新座市基本構想総合振興計画」や「第3次にいざ男女共同参画プラン」などの諸関連計画との整合性を図った計画です。

4 対象とする暴力

この計画が対象とする暴力は、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、子どもを利用した暴力です。

DV（ドメスティック・バイオレンス）の形態とその具体例

形態	具体例
身体的暴力	殴ること。 蹴ること。 命の危険を感じさせるほどの暴力をふるうこと。 【刑法第204条の傷害や第208条の暴行に該当する違法な行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象になります。】
精神的暴力	大声で怒鳴ったり、殴るふりをして脅すこと。 無視をすること。 交友関係や行動を細かく監視すること。 電話、メール、 <u>SNS</u> *等を利用してつきまとうこと。 大切にしているものをわざと壊したり、捨てること。 【精神的な暴力については、その結果、 <u>PTSD（心的外傷後ストレス障害）</u> *に至るなど、刑法上の傷害とみなされるほどの精神障がいに至れば、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。】
性的暴力	避妊に協力しないこと。 脅しや暴力によって、性的な行為を強要すること。 中絶を強要すること。 【夫婦間の性交であっても、刑法第177条の強姦罪に当たる場合があります（夫婦だからといって、暴行・脅迫を用いた性交が許されるわけではありません）。】
経済的暴力	生活費を渡さないなど、経済的に困窮させること。
子どもを利用した暴力	子どもへの暴力をほのめかすこと。 子どもを奪ったり、連れ去ること。 被害者の方が悪いと子どもに思わせるようにふるまうこと。 【子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは、児童虐待の防止等に関する法律第2条の4では、「児童虐待」に当たります。】

5 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成32年度までの4年間とし、社会情勢の変化に対応するため、4年後に見直しを行います。

6 計画の推進

この計画を総合的かつ計画的に推進するため、庁内組織である新座市ドメスティック・バイオレンス対策庁内連携会議[※]や外部の関係機関も含めた新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議[※]を開催し、関係機関相互の連携を図ります。

また、各種の施策については、毎年度、進捗状況を把握し、市ホームページ等を用いて広く公表します。

新座市男女共同参画都市宣言

わたくしたちは
性別にとらわれず 性別により差別されず
対等なパートナーとして
自らの意思により
あらゆる分野に共に参画し
責任を担う社会の実現をめざして

ここに 新座市を
男女共同参画都市とすることを宣言します

- 1 家事と育児と介護を共に担う家庭をつくれます
- 1 平等で働きやすい職場をつくれます
- 1 生涯にわたり男女平等意識を育む地域社会をつくれます
- 1 互いを認め思いやり人権を尊重するまちをつくれます
- 1 豊かな環境と平和な社会を願い世界に友情の輪を広げます

平成13年11月1日制定